実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
桜井市	高家地区	令和4年2月1日	令和5年3月20日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	45.1 ha			
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	25.6 ha			
③地区内における <u>70</u> 才以上の所有者の面積の合計	32.2 ha			
うち後継者未定・不明の農業者の耕作面積の合計	22.8 ha			
④地区内において中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.47 ha			
(供字)				

(加考)

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」 欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策 等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

NAFIC食と農の大学校を誘致し、周辺の農地については基盤整備を行われており、農業を行う環境は整えられて いる地区である。地区の農業者も自作を続けており、他地区と比較すると現在のところは高齢化が落ち着いてい るように見受けられる。

しかし、5年後10年後を見据えると一気に高齢化が進む傾向が見られるため、先んじて準備を整えたい。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中間管理機構を通じて中心経営体への集積・集約を進める。また、地域における高収益作物への取り組み推進 として効率化の図れる集約を検討する。

地域として若手の育成を目指し、将来的には地域の整備された地区を若手へ集積出来るように検討していく。 同時に若手の呼び込みにつながる営農ビジョンの検討が必要。

地区内にNAFICがあることから、そちらとも連携し、土地の活用を行っていきたい。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成すること を想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
- 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積 を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している 経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		備考	
属性		 経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲	
認農	А	稲作 露地野菜	1.8 ha	稲作 露地野菜	2 ha	高家·山田· 吉備	
認農	В	稲作 露地野菜	1 ha	稲作 露地野菜	1.2 ha	高家	
	С	稲作 露地野菜	1.4 ha	稲作 露地野菜	1.4 ha	高家	
認農	D	稲作 露地野菜	0.34 ha	稲作 露地野菜	0.34 ha	高家	
	E	稲作 露地野菜	0.8 ha	稲作 露地野菜	0.8 ha	高家	
認農	F	稲作 露地野菜	0.93 ha	稲作 露地野菜	1 ha	高家	
	G	稲作 露地野菜	0.61 ha	稲作 露地野菜	0.61 ha	高家	
	н	そば	4.88 ha	そば	4.88 ha	高家·山田·池之 内 明日香村	
計	8経営体		11.76 ha		12.23 ha		

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、 法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は 「到達」と記載します。 注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

専業農家が少ないものの、現在は地区でも現役の方が集積し、調整を行っている。しかしながら、5年後、10年後を見据えた場合労働力が不足することが見受けられるため、中間管理機構等を活用し、他地区の農業者を見据えて経営状況・効率化を集積・集約を検討する。

農地中間管理機構の活用方針

整備された農地については、自作をされている農家以外は中間管理機構を活用しているところである。 しかし、山間部については機械が入りづらいところも多く、中間管理機構を通しても貸付は困難と思われる。活用する地区については区分けして検討していく。

基盤整備への取組方針

山間部については耕作が困難であることから、整備済の農地を中心に、中心経営体の営農の効率化を見込んだ農道拡張・整備を検討し集積を検討する。

新規・特産化作物の導入方針

現状では特に目途は立っていない。野菜等について転作するにも実績がなく取り組みづらいため、地区の気候、土壌に合う作物の選定について技術支援を求める。

鳥獣被害防止対策の取組方針

獣害対策用の柵を既に設置している。集落で協力しながら見回り等行い、管理していく。

災害対策への取組方針

山間部について、耕作放棄地も増えてきていることから管理を出来るだけ行い、土砂崩れ等に備えていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

		貸付け等の区分(㎡)			
	農地の所在(地番)	貸付け	作業委託	売渡	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
	計				

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。